

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会  
会長 金子正史



鎌倉市長の保有する個人情報の取扱いに係る意見について  
(答申)

平成8年9月5日付け鎌高福第63号をもって諮問のありました、鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第12条に規定する電子計算機による個人情報の処理については、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営が図られるよう特に次の点に配慮することを要望します。

条例の運用に当たっては、次の点に留意し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分に注意すること。

- 1 諮問された事項に該当する事案については、今後、本審議会への諮問を要しないものですが、諮問された事項への該当について判断のつきがたい事案は、本審議会に意見を求めるなど慎重な対応に心掛けること。
- 2 今回の電子計算機による個人情報の処理については、各施設とネットワーク化される計算機は限定されており、他の機械を用いても情報の検索等はできないとのことですが、その取扱いに当たっては、慎重な対応に心掛けること。

鎌倉市個人情報保護条例第12条の規定に基づく諮問事案

番号	業 務 名	業務の内容	業務主管課名	導入年度
1	高齢者保健福祉 情報システム	電子計算機により在宅サービスの利用登録、利用状況を処理するとともに、福祉施設とネットワーク化を行う。	高齢者福祉課	平成8年度